

長野県諏訪養護学校スクールバス運転管理等業務委託仕様書

長野県諏訪養護学校

長野県諏訪養護学校（以下「学校」若しくは「委託者」という。）スクールバス運転管理等業務委託契約（以下「委託契約」という。）の相手方（以下「受託者」という。）に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託契約第1条に基づき、この長野県諏訪養護学校スクールバス運転管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより行うものとする。

1 対象児童生徒数

長野県諏訪養護学校に在籍する児童生徒 215 名（内通学時バス利用人数 115 名）。なお、この人数は、委託契約公告時の令和6年度当初見込数のため増減有。

2 スクールバス

長野県諏訪養護学校スクールバス運転管理等業務委託契約書第2条に規定するスクールバス。なお、乗車定員・車種、運行方面等は次のとおり。

号車名	乗車定員・車種	車名	運行方面
1号車	45人乗り中型バス	日野メルファ	岡谷市
2号車	29人乗りマイクロバス	三菱ローザ	下諏訪町
3号車	46人乗り中型バス	日野メルファ	諏訪市
4号車	45人乗り中型バス	日野メルファ	原村・茅野市
5号車	29人乗りマイクロバス	三菱ローザ	茅野市・諏訪市

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託業務

(1) 業務内容

業務の実施にあたって、長野県諏訪養護学校スクールバス運転管理業務等委託契約第14条の規定に基づき選任する業務責任者、整備管理者、車両管理者及び添乗員の業務は、次のとおりとする。

なお、委託業務の詳細については、別添「長野県諏訪養護学校スクールバス運転管理等業務委託実施要領」に基づくものとする。

ア 業務責任者

受託者は、運行するスクールバス（以下「車両」という。）管理及び運転業務などスクールバスの運行に関して相当な知識や経験を有する委託業務の総括を担当する者を業務責任者として、従業員の中から選任し、委託者に報告する。

業務責任者は、委託業務実施に係る責任者として、委託者からの指示や連絡を受け、

整備管理者、車両管理者及び添乗員を指導監督すると共に、日常業務に対する必要な指示を行う。

また、車両管理者及び添乗員に欠勤や病欠等が生じた場合は、直ちに委託者に報告をして、委託業務に影響が生じないように迅速な対応を行う。

イ 整備管理者

受託者は、道路運送車両法第47条の規定に基づく整備管理者を確保し、車両が保安基準に適合するように点検をし、必要な整備を行い、車両、車庫等を維持管理するものとする。なお、整備管理者は、車両管理者を兼ねることができる。

ウ 車両管理者

受託者は、委託業務に係る車両の管理や運転を行う者を車両管理員として、必要数を確保する。

車両管理者は、車両に係る日常の作業点検、並びに、車両機能の良好状態の確認、維持、清掃、盗難、及び破損防止など、車両の管理に必要な事項について、責任をもって行う。

なお、運行日の車両管理確認日誌、車両走行実績、及び、車両管理報告について、書面で作成のうえ、毎月、委託者に提出する。

また、児童生徒の安全を第一として、通学及び学校行事のための車両の運転、並びに、車両の運行時に必要な無線連絡を行う。

エ 添乗員（1・5号車）

受託者は、委託業務に係る車両（1・5号車）において、児童生徒の安全を確保し、介助の知識を有する者を添乗員として2名を確保する。

添乗員は、車両運行日には毎日乗務し、児童生徒が昇降時及び乗車中に安全に運行できるよう責任をもって指導監督することとする。

なお、運行日の児童生徒の健康状況を確認する。

また、児童生徒の安全を第一として、通学及び学校行事時には、必要な連絡を無線にて学校との連絡を行う。

(2) 運行日数等

次のとおりとする。

ア 通学 200日（通学日に行われる学校行事120回以内）

ただし、必要に応じ通学日、長期休業日に試走を行うことがある。

イ 休日学校行事 10日

(3) 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関して、長野県及び学校又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償する。

(4) 経費負担

受託者が負担する経費の項目は、次のとおりとし、詳細は、別添「長野県諏訪養護学校スクールバス運転管理等業務委託実施要領」による。

なお、車両に係る法定点検は3か月毎に実施し、点検結果及び整備の概要を委託者に提出するものとする。

- ①人件費、②被服費、③燃料油脂費、④修理点検費、⑤車検・法定点検費、⑥消耗品費・維持費、⑦任意保険料、⑧職員研修費、⑨その他経費

(5) その他

上記のほか、次の事項を行う。

- ア 委託業務の実施にあたっては、関係法令を守り、善良なる管理者の注意をもって処理すること。
- イ 委託業務実施中に知り得た秘密及び一般的に公表されていない事項については、他に漏らさないこと。
- ウ 車両管理者及び添乗員は、障がいがある児童生徒に理解のある者を選任すること。
- エ 必要に応じて、児童生徒の乗降時の介助を行うこと。
- オ 車庫の清掃を行うこと。
- カ 突然の車両故障など緊急で運行ができなくなった場合は、委託者に連絡をすると共に、連携して迅速に必要な対応をすること。

5 運行経路及び乗降場所

別紙「運行経路図」のとおり、また、乗降場所は、以下のとおりとする。

なお、運行経路及び乗降場所は、委託契約公告時点の案のため、児童生徒の状況により変更が有るものとする。

(1) 1号車（岡谷市・諏訪市方面）

ア 登校便（行程 33.0 km）

バス基地（下諏訪町高浜：長野県水産試験場諏訪支場）→岡谷市本町四丁目（笠原書店）→学校（諏訪養護学校）

イ 下校便（行程 32.0 km）

学校（諏訪養護学校）→諏訪市中洲神宮寺（諏訪大社本宮）→岡谷市湊（ Rond 岡谷）→岡谷市本町（イルフ童画館北駐車場）→岡谷市田中町三丁目（岡谷田中小学校）→バス基地（下諏訪町高浜：長野県水産試験場諏訪支場）

(2) 2号車（下諏訪町方面）

ア 登校便（行程 30.4 km）

バス基地（諏訪市城南：城南バス基地）→下諏訪町湖畔町南（みずべ公園駐車場）→学校（諏訪養護学校）

イ 下校便（行程 33.7 km）

学校（諏訪養護学校）→諏訪市中洲神宮寺（諏訪大社本宮）→下諏訪町湖畔町南（ららら・らんど）→下諏訪東豊（セブンイレブン湖浜店）→バス基地（諏訪市城南：城南バス基地）

(3) 3号車（諏訪市方面）

ア 登校便（行程 19.2 km）

バス基地（諏訪市清水：清水町体育館向い）→諏訪市清水（諏訪実業高校体育館向い）→諏訪市中洲（諏訪市博物館）→学校（諏訪養護学校）

イ 下校便（行程 22.2 km）

学校（諏訪養護学校）→諏訪市中洲神宮寺（諏訪大社本宮）→諏訪市四賀普門寺（この街きつず学園）→諏訪市清水（諏訪実業高校校庭向い）→諏訪市高島（諏訪市役所）→バス基地（諏訪市清水：清水町体育館向い）

(4) 4号車（茅野市・原村方面）

ア 登校便（行程 34.0 k m）

学校（諏訪養護学校）→原村（分杭）→茅野市豊平（ピアみどり）→茅野市玉川（茅野市運動公園）→学校（諏訪養護学校）

イ 下校便（行程 34.0 k m）

学校（諏訪養護学校）→原村（分杭）→茅野市豊平（ピアみどり）→茅野市玉川（茅野市運動公園）→学校（諏訪養護学校）

(5) 5号車（茅野市・諏訪市方面）

ア 登校便（行程 22.4 k m）

学校（諏訪養護学校）→茅野市宮川（旧メリーパーク）→学校（諏訪養護学校）

イ 下校便（行程 29.7 k m）

学校（諏訪養護学校）→茅野市宮川（旧メリーパーク）→諏訪市中洲神宮寺（諏訪大社本宮）
→ 学校（諏訪養護学校）

6 その他

(1) 上記「4(2)ア」に定める通学日に行われる学校行事は、「車両5台で120回以内」とする。

- ・運行の前後において、必ず点検を行うと共に、必要な清掃を行う。
- ・車両管理者及び添乗員は、委託期間中に委託者が開催（年12回、1時間程度）する校内打合せ（スクールバス運行委員会等）に出席する。
- ・委託後に経路変更をする場合は、運行開始前に学校職員乗車のもと試走を行う。
- ・受託後に車両管理者を変更する場合、及び受託者の判断に応じて必要な試走を行う。